

議員提出議案第1号

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

墨田区議会議長

出羽邦夫様

提出者	墨田区議会議員	田中邦友
	同	樋口敏郎
	同	山本亨
	同	中沢えみり
	同	加納進
	同	おおこし勝広
	同	西恭三郎
	同	田中哲

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則

墨田区議会会議規則（昭和31年墨田区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 会議録（第114条―第116条）」を「第14章 公聴会及び参考人（第114条―第120条）」に、「第15章 議員第15章 会議録（第121条―第123条）」を「第16章 議員の派遣（第124条）」に、「第16章の派遣（第117条）」を「第16章 議員の派遣（第124条）」に、「第16章 補則（第118条・第119条）」を「第17章 補則（第125条・第126条）」に改める。

第4条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項ただし書中「繰上又は」を「繰り上げし、又は」に改め、同条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第12条中「、又は」を「又は」に改める。

第13条第1項中「そなえ」を「備え」に、「、所定」を「所定」に、「、この」を「この」に改め、同条第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第16条中「そなえ」を「備え」に、「第115条の2」を「第115条の3」に、「、所定」を「所定」に、「、1人」を「1人」に改める。

第17条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第18条中「及び」を「、及び」に改める。

第19条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第20条中「とき又は」を「とき、又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第22条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第23条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第28条中「備え付け」を「備付け」に改める。

第29条中「終わった」を「終わった」に改める。

第30条第2項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第32条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第33条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削る。

第38条中「（委員会報告書）」を削り、「まって」を「待つて」に改める。

第39条第1項中「（少数意見の留保）」を削る。

第40条及び第42条中「終わった」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第48条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第1項ただし書中「すべて発言を終わった」を「全て発言を終わった」に改

める。

第51条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「当って」を「当たって」に改める。

第53条中「こえる」を「超える」に改める。

第54条第2項中「はかって」を「諮って」に改める。

第56条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第57条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に改め、同条第4項中「はかって」を「諮って」に改める。

第59条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その順序は、議会の議決で変更することができる。

第61条中「（質疑の回数）」及び「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第66条中「聞く」を「聴く」に改める。

第70条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第74条中「終わった」を「終わった」に改める。

第75条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第77条中「つける」を「付ける」に改める。

第78条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第79条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第82条中「第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条第1項（選挙結果の報告）、第32条（選挙に関する疑義）及び第33条（選挙関係書類の保存）」を「第26条から第30条まで、第31条第1項、第32条及び第33条」に改める。

第84条第1項中「はかる」を「諮る」に改める。

第85条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「と

る」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第86条第1項及び第2項中「又は」を「し、又は」に改める。

第94条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第96条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第99条中「えり巻」を「襟巻」に改める。

第105条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第106条第2項中「（秘密の保持）」を削る。

第107条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第108条中「かわって」を「代わって」に改める。

第110条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「、又は」を「又は」に改める。

第16章中第119条を第126条とし、第118条を第125条とし、同章を第17章とする。

第15章中第117条を第124条とし、同章を第16章とする。

第14章中第116条を第123条とし、第115条を第122条とし、第114条を第121条とし、同章を第15章とする。

第13章の次に次の1章を加える。

#### 第14章 公聴会及び参考人

##### （公聴会開催の手續）

第114条 会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第115条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第116条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第117条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第118条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第119条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第120条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第117条から前条までの規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致について定めるとともに、所要の規定整備をする必要がある。